

議案第140号

ノートパソコン及び薄型軽量ノートパソコンの取得について（経済戦略局ほか13所属分）

庁内情報利用パソコンの機種更新をするため、次の機器を買い入れる。

- | | | | | |
|---|--------|---|-------------|--------|
| 1 | 物 | 件 | ノートパソコン | 2,082台 |
| | | | 薄型軽量ノートパソコン | 47台 |
| 2 | 契約の相手方 | 大阪市淀川区宮原3丁目4番30号ニッセイ新大阪ビル
S k y 株式会社 | | |
| 3 | 契約金額 | 174,893,092円 | | |
| 4 | 納入期限 | 令和6年2月29日 | | |

令和5年9月15日提出

大阪市長 横山英幸

説明

ノートパソコン及び薄型軽量ノートパソコンを買い入れるため、大阪市財産条例第2条の規定により、この案を提出する次第である。

(参考)

大阪市財産条例 (抄)

(議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下法という。)第96条第1項第8号の規定により、市議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格70,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件10,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。